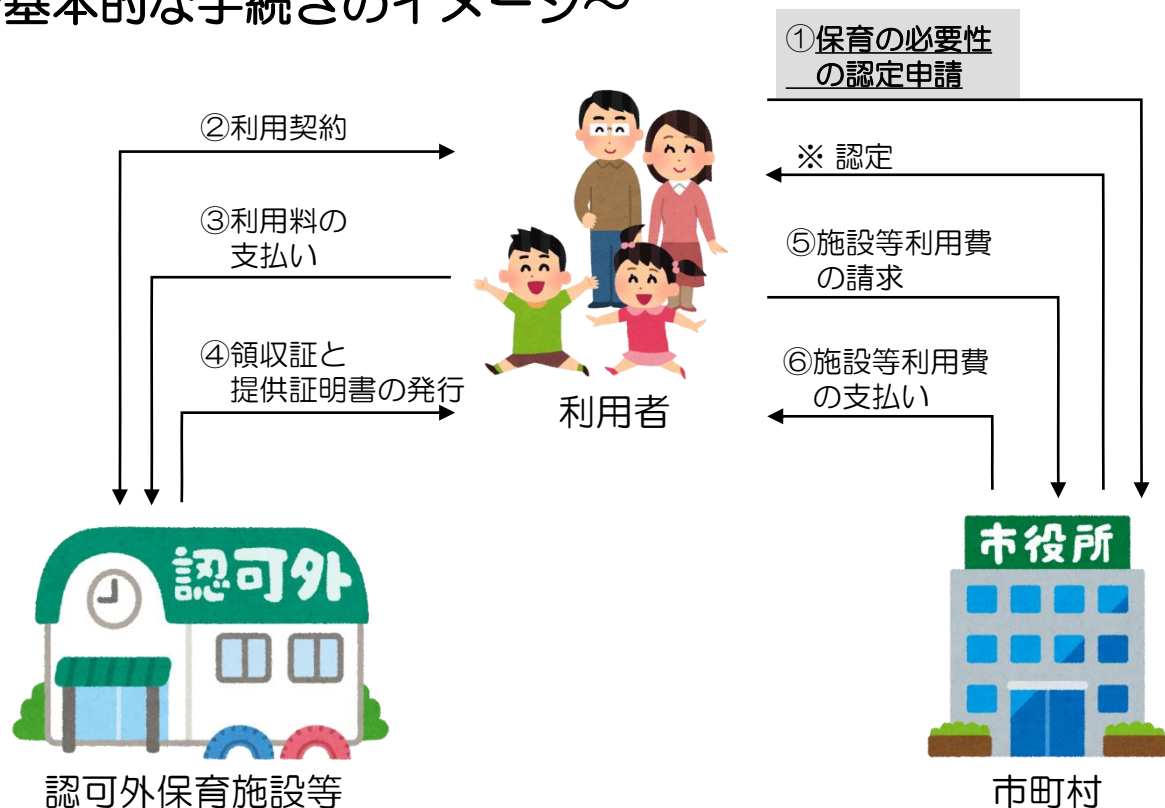


～基本的な手続きのイメージ～



- ①施設をご利用の前に、認定申請書の提出が必要です。
- ③施設をご利用の際、一旦、施設に利用料をお支払ください。
- ⑤施設をご利用後、施設から発行される④領収証と提供証明書を添付して、こども支援課窓口に請求書を提出してください。
後日、指定口座に振り込みさせていただきます。
- ※月額上限があるため、基本的には月単位でのご請求をお願いいたします。
- ※請求の際には、領収証と提供証明書が必要です。保管しておいてください。

問い合わせ先：大野市天神町1番1号

大野市役所 こども支援課

TEL：64-5140

